平成２５年（フ）第７１号
静岡県湖西市梅田692番地の12
債務者　デ　レイネル　カロリナ　バルガスこと　バルガス　ベセーラ　デ　レイネル　カロリナ
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６６７号
岡山市北区広瀬町２番１号
債務者　亀山　定代
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第２６号
沖縄県那覇市繁多川３丁目13番３―203号
みどりヶ丘アパート
破産者　鈴木二三男
1　主文　当裁判所が平成25年２月12日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「沖縄県那覇市壺屋１丁目６番18号　Mハウス302」とあるのを「沖縄県那覇市繁多川３丁目13番３―203号　みどりヶ丘アパート」と更正する。
2　決定年月日　平成25年２月25日
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２６３号
茨城県水戸市河和田町3810番地の１
破産者　常陸野産業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７７２号
埼玉県所沢市大字山口1728番地の17
破産者　有限会社ビバシャス
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０８号
千葉県八街市吉倉357番地13
破産者　有限会社高田鐵工所
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２２２号
千葉県白井市桜台２丁目６番７棟304号
破産者　日本ナショナルボウリング株式会社
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２２３号
千葉県白井市桜台２丁目６番７棟304号
破産者　島森　久好
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２３７号
千葉県八街市八街は48番地59
破産者　高田　宗次
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１６号
佐賀県伊万里市立花町1604番地７
破産者　有限会社オレンジスタッフ
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５３２号
札幌市白石区東札幌５条２丁目１番23
破産者　株式会社エースジャパン
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０９号
さいたま市見沼区御蔵579番地の２
破産者　株式会社イワタケ設備
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５号
富山県高岡市北島196番地の２
破産者　株式会社日本アクアプロダクツ
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第９８５号
愛知県津島市越津町字梅之木１番地
破産者　有限会社ＣＯＮＣＥＰＴ
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１２６号
名古屋市千種区上野２丁目15番13号
破産者　株式会社ドムデザイン
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９６５号
愛知県海部郡大治町大字北間島字大道50番地
破産者　中部外構株式会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７５７号
名古屋市守山区瀬古３丁目1413番地
破産者　株式会社ダブズオート
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１０９号
大阪府東大阪市新鴻池町10番11号
破産者　株式会社ワークス
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９７号
大阪市福島区福島６丁目20番２号
破産者　有限会社ｂｌｕｅ．ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５２６号
大阪府東大阪市七軒家10番37号
破産者　有限会社シーアールテック
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４１３号
大阪府東大阪市鴻池徳庵町２番15号
破産者　サトミエンジニアリング有限会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部